

愛知地方最低賃金審議会
第3回 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和3年9月30日(木) 午後4時～午後5時45分

2 場 所 名古屋合同庁舎2号館 3階共用中会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名(オンライン1名)

4 議 題

- (1) 令和3年度 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 労働者側委員「現時点で、第2回の引上げ額24円に変わりはない。」
- (2) 使用者側委員「前回どおり、引上げ額17円に変更ない。」
- (3) 公益委員が労使双方委員と個別打合せを行い、引上げ額20円、時間額996円で合意に達した。
- (4) 同内容にて10月14日開催予定の愛知地方最低賃金審議会へ報告されることとなった。

6 配付資料

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金引上げに伴う影響
(令和3年最低賃金に関する実態調査結果により作成)

愛知地方最低賃金審議会
第3回 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
最低賃金専門部会

日時 令和3年9月30日(木) 午後4時から
場所 名古屋合同庁舎第2号館 3階 共用中会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

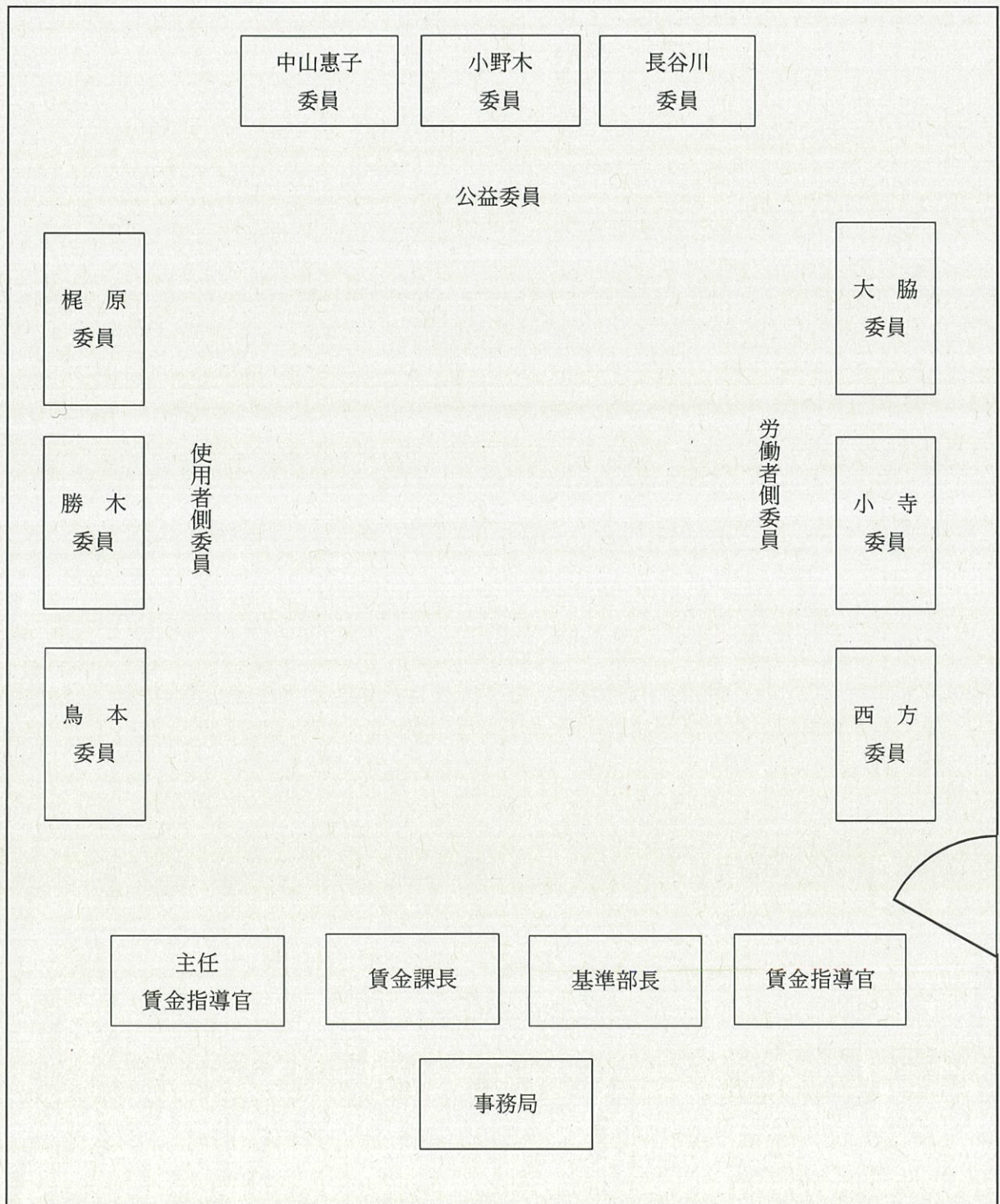
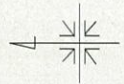
- (1) 令和3年度 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の
改正決定について

- (2) その他

3 閉 会

愛知地方最低賃金審議会
第3回 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 最低賃金専門部会 配席図

日 時：令和3年9月30日（木）午後4:00 から
場 所：名古屋合同庁舎第2号館 3階共用中会議室



資 料 目 次

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金引き上げに伴う影響
(令和3年最低賃金に関する実態調査結果より作成)



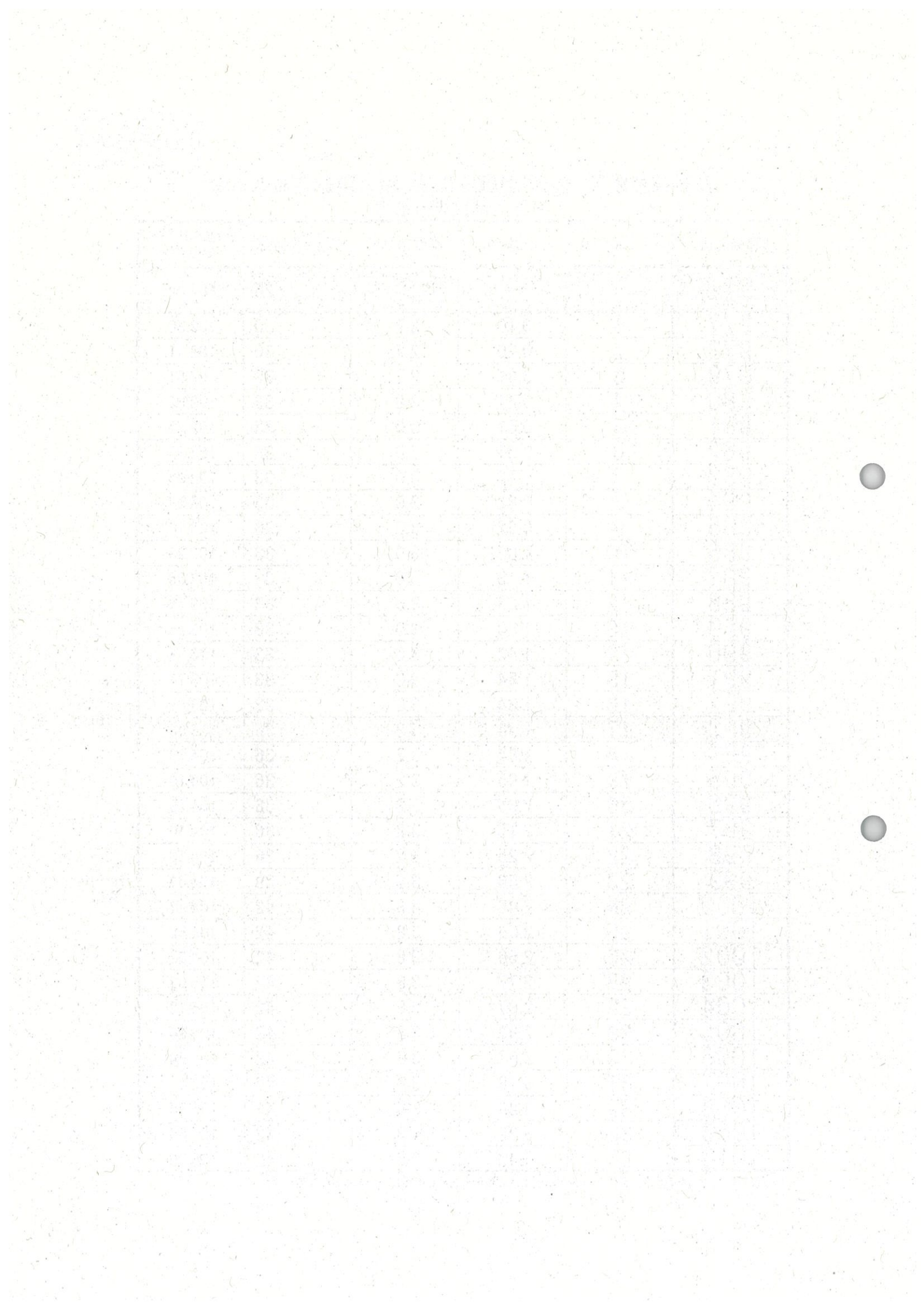
愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
引き上げに伴う影響

時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)	影響率(%)	影響労働者数	対地賃比(%) (955円)
976	—	—	(未満率 2.3) 2.3	25	102.20
977	1	0.10	2.7	30	102.30
978	2	0.20	2.7	30	102.41
979	3	0.31	2.7	30	102.51
980	4	0.41	3.0	33	102.62
981	5	0.51	3.0	33	102.72
982	6	0.61	3.0	33	102.83
983	7	0.72	3.0	33	102.93
984	8	0.82	3.0	33	103.04
985	9	0.92	3.0	33	103.14
986	10	1.02	3.0	33	103.25
987	11	1.13	3.0	33	103.35
988	12	1.23	3.0	33	103.46
989	13	1.33	3.0	33	103.56
990	14	1.43	3.0	33	103.66
991	15	1.54	3.0	33	103.77
992	16	1.64	3.0	33	103.87
993	17	1.74	3.2	36	103.98
994	18	1.84	3.2	36	104.08
995	19	1.95	3.2	36	104.19
996	20	2.05	3.2	36	104.29
997	21	2.15	3.2	36	104.40
998	22	2.25	3.2	36	104.50
999	23	2.36	3.5	39	104.61
1000	24	2.46	3.8	42	104.71
1001	25	2.56	3.8	42	104.82
1002	26	2.66	3.8	42	104.92
1003	27	2.77	3.8	42	105.03
1004	28	2.87	3.8	42	105.13
1005	29	2.97	3.8	42	105.24
1006	30	3.07	3.8	42	105.34
1007	31	3.18	3.8	42	105.45
1008	32	3.28	3.8	42	105.55
1009	33	3.38	3.8	42	105.65
1010	34	3.48	3.8	42	105.76

使側

労側

※「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。



(案)

令和3年9月30日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 恵子 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、
鋼材製造業最低賃金専門部会

部会長 小野木 昌弘

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日、第502回愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

労働者代表委員

大 脇 匡 人
小 寺 浩 志
西 方 和 喜

使用者代表委員

梶 原 弘 司
勝 木 隆 二
鳥 本 隆 義

公益代表委員

小野木 昌 弘
中山 恵 子
長谷川 ふき子

(案)

[別 紙]

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 製鉄業
 - (2) 製鋼・製鋼圧延業
 - (3) 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
 - (4) (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (5) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務
 - ロ 軽易な運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 996 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
愛知地方最低賃金審議会の決定による。